

## 水源地域保全等支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、水資源の安定確保と災害の未然防止を図るため、別表1に掲げる各ダムの水源地域市町村に対し、予算の範囲内において交付金を交付する。

2 前項の交付金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象事業等)

第2条 交付金の対象となる事業は、別表2に掲げるとおりとする。

(交付額)

第3条 前条の経費に対する交付額は、別表3の交付金額の範囲内において知事の定める額とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、毎年度4月30日までとする。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知の様式は、様式第2号のとおりとする。

(請求書の提出)

第6条 市町村が提出する請求書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(状況報告)

第7条 市町村は、知事の要求があったときは、交付対象事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式)

第8条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 規則第13条の報告書の提出期限は、毎年度3月10日とする。

(額の確定通知書の様式)

第9条 規則第14条の交付金の確定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(書類の整備等)

第10条 市町村は、交付対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該交付事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(書類の経由)

第11条 規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類は、企画財政部土地水政策課を経由しなければならない。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和3年度については、第4条第2項の規定にかかわらず、申請書の提出期限を別に定める。

別表 1

対象ダム	水源地域市町村
下久保ダム	神川町
有間ダム	飯能市
滝沢ダム	秩父市
浦山ダム	秩父市
合角ダム	秩父市、小鹿野町

対象ダムの要件

次の1～2の要件全てに当てはまること。

- 1 山間部に建設されるダムであること。
- 2 特定多目的ダム法第2条に規定されたダムであること。

別表2

事業区分	事業内容
1 水源林管理事業	管理計画作成 看板の設置 管理道の整備 森林火災保険への加入 防火貯水槽の設置 作業員の報酬（間伐・植樹等） 境界測量 境界杭等設置 作業用具及び機械の購入 森林内の清掃 森林組合への委託に要する経費 森林の買収に要する経費 獣害対策に要する経費 間伐・植樹に要する経費
2 保全・防災事業 （治山・治水事業等）	山崩れ防止のための法面植栽工事 堰堤等の設置 溪流の浚渫、清掃 土砂・流木・風倒木撤去 崩落箇所の復旧工事 森林管理道の清掃・修繕
3 その他	水源地域の保全に必要と認められる事業

※ 他の制度により補助金及び交付金の対象となるもの、また森林環境譲与税を財源とした事業を除く。

※ 旧水源地域森林保全等交付金の拡充部分については、新規事業又は既存事業の追加分に充てるものとし、水源地域保全に係る事業の実質的な拡大を目指す。

別表3

市町村有林の面積（h a）	交付金額	該当市町村
1,000未満	2,000千円	小鹿野町、神川町
1,000～2,000	3,000千円	飯能市
2,000～	5,000千円	秩父市

※神川町の町有林の面積は下久保ダムの水源地域である旧神泉村の村有林面積とする。

※飯能市の市有林面積は有間ダムの水源地域である旧名栗村の村有林面積とする。

※市町村有林の面積は令和2年3月31日現在のものとする。

※市町村有林の面積に変更があった場合には、交付金額を見直すものとする。  
（該当市町村は速やかに報告すること）